

京都市立紫野高等学校「学校いじめの防止等基本方針」

いじめ対策委員会
平成26年5月16日策定
令和3年5月31日再策定
令和4年4月25日改訂
令和6年4月22日改訂
令和7年4月28日改訂

I. 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

本基本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条に基づき、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という京都市の教育理念のもと、いじめ防止等に係る本校の基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめの未然防止、早期発見、対処を適切に実施するための基本事項を定めることにより、生徒の尊厳が保持され、一人一人が安心して学校生活を送り、学ぶことができる環境を保障することを目的とする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 基本理念

本校は、校是である「自由と規律」「知性と創造」「参加と協力」のもと、紫野生徒憲章に基づき、いじめ防止等に取り組む。

- 1) 本校は、教育活動全体を通して学ぶ楽しさを実感し、自己肯定感を高められる環境を実現することで、いじめの未然防止に努める。
- 2) 本校は、相談週間やいじめに関するアンケート調査等に加え、日常の教育活動を通して生徒の人間関係を見とることを通して、いじめの早期発見に努める。
- 3) 本校は、いじめ対策委員会を設置し、迅速な状況把握と情報共有に努め、いじめは絶対に許されないという断固とした姿勢でいじめの対処に取り組む。

《紫野生徒憲章》

- 1 ほかの人の、権利や持ち物を大切にします。
- 2 ほかの人が、勉強するのを邪魔しません。
- 3 誰かを傷つけるような事を、言ったり書いたりしません。

(3) いじめの定義

本校は、京都市いじめの防止等に関する条例（平成26年施行）に基づき、いじめを判断する。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、子どもに対して、当該子どもが在学する学校に在学している等、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）をいう。

2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの予防、早期発見、対処に組織的に取り組むため、下記の委員会を設置する。

(名 称)	いじめ対策委員会
(構成員)	校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・人権教育主任・ 道徳教育推進教師・各学年主任・養護教諭 (+必要に応じて) 関係教職員 (スクールカウンセラー、担任、部活動顧問等)
(開催時期)	定期的 (2か月に1回程度) 開催及び緊急の対応を要する時
(活 動)	生徒の状況把握および情報共有 いじめの防止等の啓発についての研修や調査の企画検討 いじめが起きたときの対処

3-1. 学校いじめ防止プログラム①「いじめの未然防止」

(1)教職員の資質向上 (校内研修等)

日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完及び観察視点の多角化に努めるとともに、下記の取組みを実施する。

- ・いじめに係る事例研究やいじめの態様、いじめ問題の法制化の意義等に関する校内研修を実施する。
- ・定期的に生徒観察の視点点検 (チェックシート等の実施) を行い、教職員相互で補完する。
- ・いじめ防止対策推進法の趣旨等を保護者や地域に周知し、理解と協力を広く求める。

(2)授業改善

- ・学校教育目標に基づいて作成した授業計画のもと、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感し、自己肯定感を高められる授業を行う。そのため、「主体的・対話的で深い学び」の実現や「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・基礎的・基本的な知識と技能を確実に習得させ、全ての生徒に学習基盤の定着を図る。そのため、日常的に授業規律の確立に努め、生徒の特性を把握し、生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・公開授業週間・校内研究授業・授業研修会等を通じて教職員の資質向上を図る。

(3)道徳教育等の充実

全ての生徒がお互いの人権を尊重し、安心して学校生活を送ることができるよう、総合的な探究の時間及び特別活動を中心に、教育活動全体を通して下記のこと取り組む。

- ・ホームルーム活動等を通して、いじめ防止に対する意識や道徳心の育成に努める。
- ・教科・総合的な探究の時間・特別活動と人権学習との関連を意識し、各学年に応じた教材を用いて人権学習を企画し指導や啓発を行う。

(4)体験活動の重視

- ・教育活動全体を通して様々な体験活動の実現を図り、生徒の人間関係形成力の向上等に努める。
- ・保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、生徒の変化を早期に発見する。

(5)生徒が自主的に行う活動の支援

- ・生徒会が中心になり全校生徒に向けて、ボランティア活動をはじめ様々な取り組みを企画し発信できるよう支援する。
- ・生徒が自主的に行う活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の

楽しさを実感し集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

- ・生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。

3-2. 学校いじめ防止プログラム②「いじめの早期発見・積極的認知」

(1)情報の集約と共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談(個人面談)、学級日誌や教科担任との情報交換など、あらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そしてその情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達や共有に関しては口頭だけでなく、メモ等を活用して確実に行う。
- ・定期的な未然防止対策および早期発見対策を勘案し、さらに検討し推進する。
- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。また、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめの兆候を発見した場合、教職員は躊躇なく学年団、関係教職員との情報共有を行い、管理職は早期にいじめ対策委員会を招集する。

(2)生徒に対する定期的な調査

1) アンケートの実施

- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。
- ・いじめに関するアンケート調査(年2回)を実施し、生徒の動向の検証及び実態の把握を行う。

2) 教育相談の実施

- ・相談週間(年3回)を設定し、生徒の日常生活における悩み等を傾聴し、改善する方向を探る。

3-3. 学校いじめ防止プログラム③「いじめが起こったときの措置及び再発防止」

(1)被害生徒・加害生徒への迅速な対応

- ・複数の関係者から情報収集及び事実確認をした上で、被害生徒の安全・安心を最優先に考え、個別最適の対応に迅速に着手するとともに、早期に京都市教育委員会にも報告する。
- ・管理職がいじめ対策委員会を招集し、学校生活部等が連携の上、継続的な指導方針を決定する。必要に応じて学校生活部・補導委員会で指導措置案を検討する。
- ・必要に応じて臨時職員会議を招集するなどして迅速に情報共有し、全校体制で指導にあたる。
- ・被害生徒には、いじめが解消に至るまで支援を継続し、その安全・安心を確保する。
- ・加害生徒には、いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導する一方、本人が他者との関わり方を見直し、お互いを尊重して学校生活を送れるように成長を促す。

(2)インターネットを通じて行われるいじめへの対応

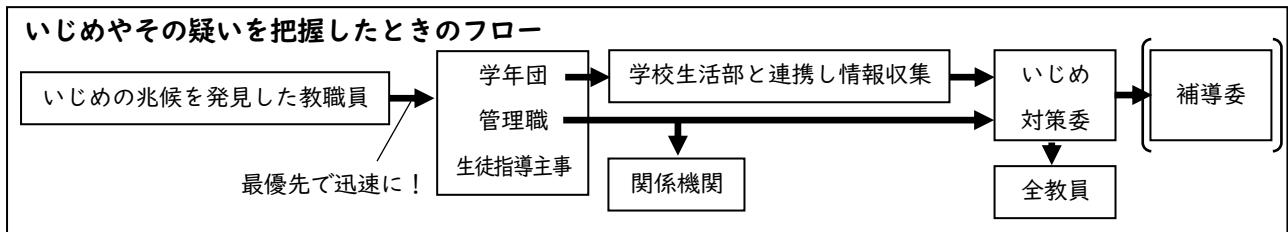
- ・インターネットやスマホ、携帯電話等の利用に係るルールやマナーについての啓発と指導に努める。
- ・匿名性による危険や陰湿さ、情報流出などによる人権侵害の重大性等について日常的に指導を行う。
- ・いじめアンケートや生徒からの情報等により、常にインターネット空間の実態把握に努める。
- ・問題を把握した場合、関係生徒からの聞き取り調査後、速やかに書き込みや画像の削除等の対応をとる。

(3)いじめの解消

いじめの解消については、次の2要件が満たされていることを当面の判断基準とするが、引き続き状

況を注視し、被害生徒のみならず加害生徒も包摂したよりよい人間関係の実現に向けた支援を継続する。

- 1) いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- 2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが本人や保護者等への聞き取りから確認できること。



4. 保護者・関係機関との連携

(1) 保護者との連携の推進

いじめ防止対策推進法第9条に基づき、学校のいじめの防止等についての方針や考え方、実際にいじめが起きたときの措置等について、適宜丁寧な説明を行い、協力を得る。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

- ・学校のいじめの防止等についての方針や考え方について、入学式当日の保護者説明会や、本基本方針の学校ホームページ上の公開を通じて周知し、理解を得る。
- ・三者懇談等で生徒の家庭での様子を聴き取るとともに、学年懇談会等の機会に生徒の学校での様子を伝え、日頃から保護者・家庭と学校が情報を共有し、共同して生徒の育成に対処する基盤を作る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめ等について、PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。
- ・実際にいじめが起きたときは、被害生徒及び加害生徒の保護者等に、家庭訪問等を通していじめの状況と学校が講ずる今後の対応等の措置について丁寧な説明を行い、理解と協力を得る。

(2) 関係機関との連携の推進

- ・日常的に京都市教育委員会への迅速な報告・相談を実施するとともに、近隣中学校や所轄警察との連携を深めることに努める。

5. 重大事態への対処

次に掲げる場合に該当する事態を把握したときは、速やかに京都市教育委員会に報告し、当該事態への対処と同種の事態の発生の防止に資するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、適切な方法により当該事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- 1) いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2) いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

6.年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	いじめ対策委員会の開催や組織的取組	未然防止の取組	早期発見・ 積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校教育の重点」の共有	・学級開き ・学級目標決め 【1年】サイバー犯罪講演会 【2年】薬物乱用防止教室	・全学年個人面談週間 担任団等確認及び 共有	・入学式後の保護者説 明会 ・全学年個人面談週間 ・PTA運営委員会
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◆職員会議 「学校いじめ防止基本方針」の共有	・生徒大会 ・「いじめ対策委員会」周知 【全学年】遠足		・PTA運営委員会及 び総会 ・市高PTA特別例会 ・学校説明会
6		【1年】LGBTQ講演会	・第1回記名式いじめ アンケートの実施、 学年集約と共有①	
7	◇いじめ対策委員会③ 「情報共有」 「記名式いじめアンケートの結果から見 えてきたこと」 ◆学校生活部 「夏季休業中の生活」に向けて	・夏季休業中の心構え		・PTA運営委員会 ・「夏季休業中の生活」 プリント配布 ・三者懇談会
8	◆学校生活部 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」	・文化祭準備	・夏休み明けの生徒の 様子を学年で共有、 組織的対応の検討	・PTA運営委員会
9	◇いじめ対策委員会④ 「学校評価の実施に向けて」 「記名式アンケートの実施に向けて」 「5月～8月のいじめ事案の経過の共有」	・文化祭		・学校説明会 ・PTA運営委員会 「学校の様子等の共 有」
10		・体育祭 ・府立盲学校との交流 ・海外研修旅行事前活動		・前期学校評価の実施 ・PTA運営委員会 ・学校運営協議会① ・学校説明会 ・三者懇談会
11	◇いじめ対策委員会⑤ 「前期学校評価の結果について」PDCA①	・人権学習事前学習 ・海外研修旅行事前活動		・PTA運営委員会
12	◆学校生活部 「冬季休業中の生活」に向けて	・人権学習 ・海外研修旅行事前活動 ・冬季休業中の心構え	・第2回記名式アンケ ートの実施、学年集 約と共有②	・PTA運営委員会 ・「冬季休業中の生活」

1	◇いじめ対策委員会⑥ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「学校評価項目の確認」	・海外研修旅行事前活動		・PTA運営委員会 ・家庭地域教育講座
2		・海外研修旅行事前活動		・PTA運営委員会
3	◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について」PDCA② 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「年間の振り返りと取組の見直し」PDCA ③ 「次年度のいじめ基本方針について」 ◆学校生活部 「春季休業中の生活」に向けて	・卒業式 ・学級のまとめ ・春季休業中の心構え 【1年】海外研修旅行	・記名式アンケートの保管	・学校運営協議会② ・「春季休業中の生活」 ・入学予定者及び保護者招集

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」(PDCAサイクルの期間)
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「教育相談」
- ・「いじめ防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」
- ・「校内生徒指導研修」
- ・「授業参観」「学年懇談会」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム①いじめの未然防止」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行き情報等を共有する。

〔資料〕

紫野高等学校 いじめの防止等のための取組概要図

いじめ防止等のための基本体制

いじめの防止等基本方針	いじめ対策委員会
いじめの防止等の取組の方針や取組内容等を規定	いじめの防止等のための措置を講ずる中核組織
・目的の明記	・いじめ防止プログラム、年間計画等の実践
・いじめ防止プログラム、年間計画等の策定	・いじめの疑いに関する情報共有
・いじめの防止等の対策のための組織の設置	・いじめの判断、対応の協議
・取組状況を学校評価に位置付け	・学校の取組のPDCAサイクルによる検証

いじめ防止プログラム

いじめ防止プログラム①「いじめの未然防止」		予防
○教職員のいじめ対応に関する知識・理解の向上	○道徳教育の充実を通した人権尊重意識の育成	
○授業改善を通したいじめが起きにくい環境づくり	○生徒の自主的活動充実による自己有用感向上	
いじめ防止プログラム②「いじめの早期発見」		見逃しのない観察
○日頃の生徒の様子の観察	○アンケートや面談を通した生徒からの情報収集	
○教職員間の確実な情報交換	○早期のいじめ対策委員会の招集	
いじめ防止プログラム③「いじめが起こったときの措置」		手遅れのない対応
○いじめ対策委員会、管理機関への報告・協議 →いじめの判断、対応の協議	○被害側、加害側双方の家庭への情報提供 →起こった事象、支援・指導の目的等の説明	
○補導委員会 →被害生徒への支援、加害生徒への指導の協議	○被害生徒への支援、加害生徒への指導の実施 →いじめの解消まで事後対応の継続	
●外部機関との連携		
・重大事態に該当するケースの管理機関への報告 ・必要に応じて警察、児童相談所等と連携		

日常の取組

○いじめ対策委員会例会の開催（基本方針確認、いじめアンケート分析、学校評価の総括等）
○年2回のいじめアンケート調査
○年3回の相談週間の実施
○道徳教育、人権教育との連携（ネットいじめに関する人権講演会、道徳教育に関する教員研修等）
○新入生保護者への本校いじめ防止等の取組方針説明
○長期休業中の過ごし方に関する生徒へのガイダンス
○日頃の学年集会を通した学年全体への他者尊重、多様性理解に関するメッセージ発信
など